

介護福祉士実務者養成施設の申請及び届出等について

事 項				【計画書】 9ヶ月前までに(※1)	【申請書】 3ヶ月前までに	【届出書】 1ヶ月以内
新規設置				○	○	
変更	学則	修業年限(修業期間)		○	○	
		養成課程(昼間、夜間、通信課程を変更)		○	○	
		年間総定員又は学級数	増加	○	○	
			減少		○	
		学則(上記以外)				○
	校舎の各室の用途及び面積(教室・会場の変更)			○		
	設置者の名称及び主たる事務所の所在地				○	
	養成施設の名称及び主たる事務所の所在地				○	
	専任教員、教員要件のある科目を担当する教員				○	
	実習施設、実習指導者				○	
	通信課程を行う地域(通信)			○		
	添削その他の指導の方法(通信)(※4)			○		
	課程修了の認定の方法(通信)				○	
教員(専任教員、教員要件のある科目を担当する教員)				○(※2)		
指定取消					○(※3)	
業務報告				毎年5月末までに報告		

※1 介護福祉士養成施設等の指定を受けている養成施設は8ヶ月前までの提出となります。
なお、計画書が必要な申請については、計画書審査後に申請書提出となります。

※2 教員の変更届については、可能な限り変更日以前に届出をお願いします。

※3 在籍生の対応に関する協議があるため、可能な限り6ヶ月前に申請をお願いします。

※4 紙添削から電子添削に変えるケースも含まれます。